

社援発0606第5号
令和4年6月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行										
<p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%; text-align: center;">設 備 品 目</th> <th style="text-align: center;">国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生産設備</td> <td style="text-align: center;"><u>14,100</u>千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	<u>14,100</u> 千円	<p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%; text-align: center;">設 備 品 目</th> <th style="text-align: center;">国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生産設備</td> <td style="text-align: center;"><u>13,900</u>千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	<u>13,900</u> 千円
設 備 品 目		国庫補助基準額									
	ア 間接										
生産設備	<u>14,100</u> 千円										
設 備 品 目	国庫補助基準額										
	ア 間接										
生産設備	<u>13,900</u> 千円										

参考(改正後の通知全文)
社援発第 0215013 号
平成 19 年 2 月 15 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正
省 略

第十二次改正
社援発 0606 第 5 号
令和 4 年 6 月 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の
取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

1 趣 旨

社会福祉施設において、授産施設等の整備を行うことにより、施設利用者の処遇はもとより、利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象事業

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、下記のアからカにかかる機械設備等の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費とする。

ア 授産設備（対象施設：授産施設、社会事業授産施設、障害福祉関連施設）

イ リハビリ設備（対象施設：障害福祉関連施設）

ウ 職業訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）

エ 職業補導設備（対象施設：障害福祉関連施設）

オ 難聴幼児訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）

カ A L S等居室を整備する際の特殊介護設備（既存施設も含む）

（対象施設：障害福祉関連施設）

3 国庫補助基準

（1）保護施設等の場合（ただし沖縄県及び那覇市は除く）

ア 2のアの設備に係る対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、別表のア欄に定める国庫補助基準単価を比較して、少ない方を国庫補助基準額とする。

（2）（1）以外の場合

平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」別表3に定める「就労・訓練事業等整備加算」を適用する。

別表

設 備 品 目	国庫補助基準額
	ア 間 接
生産設備	14,100千円